

# 射水市の子ども条例案

# 権利保障の内容後退

射水市は四日開会した定例市議会に、全国でも先駆けとなる「子ども条例案」を提案した。人権と同じ、子どもが持つ当然の権利を守るため、市や親、地域社会などの責務を規定する内容。県内で制定する市町村は、合併前の旧小杉町と魚

津市だけだ。ただ射水市の条例案に対し、一部市民や専門家からは「(先行自治体の条例に比べて)権利保障のレベルが低い」とその効力を疑問視、不安視する声相次いでいる。(出口有紀)

**子どもの権利** 18歳未満の子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」のこと。1989年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」で規定され、日本は94年に批准した。本来、すべての子どもが大切に育てられ、安心して生活し教育を受けたり、自由に意見を表したりできることを確認している。

子どもの権利が世界的に注目を集める背景には、いじめや虐待などの被害増加の現実がある。こうした問題に詳しく、射水市子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」の宮川正文センター長は「自分が殴られていたのだから、人を殴るのは当然」と人の権利まで考える余裕がない子がいる」と指摘。その上で、子どもの権利について「自分も相手も大切にされるべき存在と理解することが、子どもが健康に育つための第一歩。地域の実情を踏まえ

## 主役不在、検証組織もなく



もし、まとまった条例案は全十二条。子どもの権利が侵害される恐れがある時、市は救済に努めるなどの責務や施策推進方法などを定めているが、宮川さんは「旧小杉町の条例内容を削っているだけ。他市の条例と比べてレベルの高い条例とは言えない」と後退した条例案を批判する。

「子どもの意見は年齢や成長に応じて、その意見の妥当性の程度にふさわしい配慮がなされるべき」としている。例えば、子どもの意見表明権を規定した条項「子どもの意見は年齢や成長に応じて、その意見の妥当性の程度にふさわしい配慮の程度にふさわしい」としている。

	射水市の条例案	旧小杉町の条例	岐阜県多治見市の条例
前文	なし	子どもは、家庭や社会の愛情に包まれ、豊かな人格を形成できる。又、子どもは権利の行使を通じて、自己実現を図るとともに、誰もが等しく権利を持つことを尊重し、そのことを自覚し、自立と協調心を培い、未来の社会を創造していく。	子どもはそれぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きていく仲間です。子どもは一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。
子どもの意見表明権	子どもの意見は子どもの年齢や成長に応じて、その意見の妥当性の程度にふさわしい配慮がなされなければならない	子どもは自分に影響を及ぼすことについて、意見を述べる権利を有する。子どもの意見は年齢や成長に応じて、それにふさわしい配慮がなされなければならない。	市、親など保護者などは、子どもが家庭や地域などにおいて、意見を表明し参加できるよう支援する
市の責務	①市は子どもの幸せと健全な成長を図るための施策の推進に努める ②市は子どもの権利に関する市民の理解を深めるため、啓発に努める	①町は子どもの権利が保障されるよう、あらゆる施策を通じてその保障に努める ②町、親等、家庭、施設関係者、地域社会は、相互に連携し協力する	①市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努める ②市は親など保護者が、安心して子育てができ、その責任が果たせるよう支援する ③市は虐待を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、虐待の予防のために関係機関や関係者と連携を図る

※原文より抜粋